

令和7年7月8日

保護者 様

松山市立椿中学校

校長 片山 信二

## 夏休みの生活についてのお願い

まもなく夏休みが始まります。長期間の休業であるため、学校においても事前指導を行い、生活面のトラブルや事故、非行などのない健全な生活を送ることができるよう気を配っています。つきましては、ご家庭でも下記のことにご留意いただき、お子様にとって有意義な夏休みとなりますようご協力をよろしくお願いいたします。

記



### 1 充実した夏休みに

- (1) 自身で時間の使い方を考えて生活することが求められます。日々の生活が規則正しくなるよう次のごことをご指導ください。
  - ・ 「生活記録表」を家族みんながよく見える箇所に貼り、実行できるようご協力ください。
  - ・ ご家庭や地域でも、あいさつの励行に努めさせてください。
  - ・ 目標を持ち、有意義な時間を過ごせるよう、ご支援ください。
- (2) 自分のペースでじっくりと学習に取り組める期間です。見守っていただくとともに、ご指導いただけると幸いです。また、進路についてもご家族で話し合う機会を設けてください。
- (3) 精神的・時間的にゆとりがある期間です。読書や自由研究、自然や家族との触れ合い、勤労体験などの活動に積極的に取り組むようご助言ください。

### 2 交通事故の防止

- (1) 生命に関わる事柄です。徹底した安全指導をお願いします。

#### 「愛媛県自転車の安全な利用の促進に関する条例」（平成25年7月1日施行）

自転車利用者の責務として、以下のことが規定されています。

- 1 道路交通法等の法令遵守
- 2 自転車損害保険等への加入義務化（令和2年10月1日）
- 3 自転車の点検・整備、その他の交通安全対策
- 4 自転車利用者の励行事項
  - (1) 自転車乗車時のヘルメット着用努力義務化（令和5年4月1日）
  - (2) 歩道等の通行時は、車道左側の歩道等を通行
  - (3) 歩行者の通行が頻繁な歩道では、自転車を押して歩く



「道路交通法」が改正され、自転車運転中に危険なルール違反を繰り返すと、罰則や反則金が科せられる予定です。（令和8年4月1日施行予定）

- (2) 事故発生時は、車種やナンバーなどを覚えて警察にご連絡の上、学校にも知らせてください。

### 3 水難事故の防止

遊泳をする場合は、原則として保護者同伴とし、取り返しのつかない事故が発生しないよう、安全に留意するようご指導ください。6月20日（金）配布の案内文書「海水浴場等の利用について」やTetoru 配信をご参照の上、水難事故の防止について、お子様と一緒にご確認ください。

### 4 外出・夜間外出・外泊に注意

- (1) 外出時は、行き先や同行者、帰宅時刻を告げて出るようにさせてください。普段関わりがない人やSNSで知り合った人との交遊には十分注意してください。
- (2) 本校区は、多くの潜在危険箇所（大きな河川、鉄道、高速道路、交通量の多い県道）が存在し、危険と隣り合わせです。十分気を付けて行動させてください。
- (3) 未成年者の夜遊びは巡回補導の対象です。日没後は、お子様の周囲に様々な危険が潜んでいます。日没（19：00）までには帰宅する約束をして夜間に外出をさせないようご監督ください。  
※ 夏祭りなどの地域の行事への参加についても、遅くとも21：00までには帰宅させてください。
- (4) 安易に友人の家に泊まること、問題行動の第一歩となる場合が多いです。子どもたちだけでの外泊は原則禁止にしています。

### 5 単車・自転車の窃盗、無免許運転の防止

- (1) 放置自転車や捨てられていると思われる自転車でも、無断で乗り去ると、占有離脱物横領罪という犯罪となります。
- (2) 単車の無免許運転は犯罪である上に、事故を起こしてしまうと、自分だけでなく、他人の生命にも関わる大変なことになります。責任が家族にも及ぶことをよくご指導ください。

### 6 暴力行為の防止

- (1) 外出の際は、トラブルに巻き込まれやすい服装や態度、言葉遣いをしないよう自覚させてください。
- (2) 集団での暴力行為等の危険な情報があれば、すぐに学校にご連絡ください。
- (3) 事件・事故等があった場合は、110番通報をして事件・事故処理をしてください。対応後には、学校（椿中学校 ☎957-8650）にもご連絡ください。ただし、学校は平日8：00～16：30の間しか電話がつながりません。また、土日及び8月11日（月）～17日（日）は閉庁日のため、応じることができません。

### 7 その他

- (1) インターネットを利用する場合は、利用時間を守らせるとともに、中学生にふさわしくないサイトを閲覧しないことや情報モラルに沿った利用方法を心掛けるよう、ご指導ください。
- (2) SNS（ライン、インスタグラム等）の好ましくない利用が犯罪やいじめの温床になっています。保護者の方の責任で、利用の仕方を十分注視してください。
- (3) 公園等では、老若男女様々な方が心を落ち着かせて利用できるよう、マナーを守ることをご指導ください。
- (4) 万引き防止のため、目的なくデパートや商店をぶらついたりしないようご注意ください。
- (5) 商店の前にたむろしたり、騒いだりすることによる苦情が多く発生しています。マナーを守って地域で生活するようご指導ください。
- (6) お子様を保護する目的で、コンサートやショー、カラオケボックス、ゲームセンター、遊技場等へ生徒だけで出入りすることは許可していません。保護者同伴でお願いします。
- (7) キャンプやサイクリング、登山等を生徒だけでは実施させないようお願いします。
- (8) 刃物類やエアガン等の危険を伴うものや他人に迷惑を掛ける恐れのあるものは、絶対に携帯させないようご注意ください。